むつ市農業委員会 第768回総会議事録

# むつ市農業委員会第768回総会議事録

- 1. 開催日時 平成31年4月12日(金)午後4時30分から午後5時00分
- 2. 開催場所 プラザホテルむつ
- 3. 出席委員
  - ○農業委員(18名)

辰未安貝 ( I	0 41 /					
議席			氏		名	,
2	Ī	青	木		ļ	明
3	4	佬	名	修	-	-
4	7	乡	Щ	重	<u> </u>	_
5	,	1/	林	義		類
6	1	†	嶋	寿	<b>:</b> ;	樹
7	7	泊	谷		d	均
8	-	₩.	花	幸	<u> </u>	雄
9	2	莉	池	秀	į į	蔵
1 0	Ī	毕	田	筝	<u> </u>	生
1 1	Ħ	鳥	田	辉	i j	雄
1 2	7	讨	口	鉄	ŧ 1	雄
1 3	7	讨	П	利	J ;	光
1 4	[	П	ツ	谷	末	蔵
1 5	7	₩.	花	順	į -	
1 6	7	床		忠		久
1 7	Ц	鳥	影	秀	;	子
1 8	-	Ľ.	藤	輝	į į	雄
1 9	į	反	本	Ī	: -	_

# ○農地利用最適化推進委員(9名)

地 区		氏	名	
第1地区	佐	タ フ	木	貢
第2地区	齊	藤	榮 佐	男
第3地区	杉	山	武	美
第4地区	畑	中	光	政
第5地区	菅	原	靖	博
第6地区	新	堂		真
第8地区	瀨	Ш	博	光
第9地区	千	葉	好	
第10地区	富	江	主 奈	子

## 4. 欠席委員

## ○農業委員(1名)

議席		氏	名	
1	水	戸	隆	璽

## ○農地利用最適化推進委員(1名)

地区		氏	名		
第7地区	木	村	俊	明	

## 5. 議事の概要

日程第1 会議録署名委員の指定

日程第2 会期の決定

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

報告事項 農地の転用事実に関する照会について

むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免に

ついて

むつ市農地移動適正化あっせん基準の認定について

## 6. 会議に従事した職氏名

 局
 長
 金
 浜
 達
 也

 次
 長
 酒
 井
 一
 雄

 主
 查
 種
 市
 大
 輝

 主
 事
 石
 田
 洋
 利

 臨時職員
 晴
 山
 亜梨沙

### 7. 会議録署名委員

13番 村口利光 14番 四ツ谷 末 藏

#### 8. 会議記録者

農業委員会事務局主事 石 田 洋 利

## 9. 会議の概要

#### 議長(立花会長)

本日の会議は、むつ市農業委員会会議規則第7条において、会議時間は 午前10時から午後4時までとするとの規定でありますが、議長において 開催時間を午後4時30分と宣言いたします。

ただいまから、むつ市農業委員会第768回総会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で定足数に達しております。

本日、1番水戸委員より欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、むつ市農業委員会会議規則第43条の規定により、議長において、13番村口利光委員、14番四ツ谷委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の石田主事を指名いたします。

日程第2、会期の決定を行います。

本総会は、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

#### 各委員

(異議なしの声)

#### 議長(立花会長)

ご異議がありませんので、本総会の会期は、本日1日とすることに決定いたします。

それでは、議案審議に入ります。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、3件 を議題に供します。

事務局より説明願います。

#### 事務局

それでは議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

受付第1号、申請地は脇野沢渡向101番1ほか6筆、面積合計7,423㎡であります。

申請地は、譲渡人・譲受人世帯が耕作してきたものであります。譲受後も継続して畑および田として利用するものであります。

調査につきましては、3月25日に柴田委員、村口鉄雄委員、村口利光 委員、冨江推進委員、事務局により許可申請による調査をした結果、農地 法第3条第2項各号に該当は認められず、特に問題はないと思われます。

次に受付第2号及び第3号、申請地は大字奥内字金谷沢25番及び大字田名部字内田42番423、面積1,820㎡及び3,065㎡であります。

申請地は、ともに貸付人世帯が耕作してきたものであります。借受後はいちごの栽培地として利用するものであります。

調査につきましては、3月27日に工藤委員、坂本委員、新堂推進委員、 事務局により許可申請による調査をした結果、農地法第3条第2項各号に 該当は認められず、特に問題はないと思われます。

以上で説明を終わります。

#### 議長(立花会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありま したらお願いいたします。 柴田委員

議案第1号受付第1号についてでありますが、先程の事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。以上です。

坂本委員

議案第1号受付第2号及び第3号についてでありますが、先程の事務局の説明どおり、特に問題となることはないと思います。

議長(立花会長)

説明が終わりましたので、受付第1号について質疑を許します。 質疑ございませんか。

四ツ谷委員

議案の大型機具の欄が空欄となっているので、確認したい。

事務局

申請地については、従前から農作業の業務委託をおこなっている。今後 についても引き続き業務委託すると伺っており、特に問題はないと思われ ます。

議長(立花会長)

他に質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、受付第1号は原案のとおり承認いたしました。 次に、受付第2号について質疑を許します。 質疑ございませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、受付第2号は原案のとおり承認いたしました。 次に、受付第3号について質疑を許します。 質疑ございませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、受付第3号は原案のとおり承認いたしました。 続きまして議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積 計画の承認について、46件を議題に供します。なお、番号36番は、柴 田委員が、農業委員会会議規則第13条の2議事参与の制限の規定に該当 いたします。

先に、番号36番を審議いたします。10番柴田委員の退席を求めます。

(柴田委員が退場)

議長(立花会長)

事務局より説明願います。

事務局

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 についてご説明いたします。

番号36番、申請地は脇野沢渡向381番2、面積769㎡であります。

借受人はあおもり農林業支援センターで、農地中間管理機構を利用するとのことであります。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありま したらお願いいたします。

村口(利)委員

議案第2号番号36番でありますが、先程の事務局の説明どおり、特に 問題となることはありません。以上です。

議長(立花会長)

説明が終わりましたので、番号36番について質疑を許します。 質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、番号36番は意見がない旨、むつ市長へ回答いたします。柴田委員の入場を許可します。

(柴田委員が入場)

議長(立花会長)

引き続き議案の説明を、事務局よりお願いします。

事務局

それでは番号1番~35番、37番~46番についてご説明いたします。申請地は脇野沢渡向380番1ほか72筆、面積合計112,254㎡であります。借受人はあおもり農林業支援センターで、農地中間管理機構を利用するとのことであります。

以上で説明を終わります。

議長(立花会長)

ただいまの説明に関して、現地調査を行った委員から補足説明がありま したらお願いいたします。

柴田委員

議案第2号番号1番 $\sim$ 35番、37番 $\sim$ 46番でありますが、先程の事務局の説明どおり、特に問題となることはありません。以上です。

議長(立花会長)

説明が終わりましたので、番号1番 $\sim$ 35番、37番 $\sim$ 46番について質疑を許します。

質疑ございませんか。

各委員

(異議なしの声)

議長(立花会長)

質疑がありませんので、番号 1 番 $\sim$  3 5 番 $\sim$  4 6 番は意見がない旨、むつ市長へ回答いたします。

続きまして、農地の転用事実に関する照会について2件、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決した職員の任免について、ならびにむ つ市農地移動適正化あっせん基準の認定について報告事項があります。

事務局より説明願います。

事務局

それでは報告第1号から第2号、農地の転用事実に関する照会について ご説明いたします。

報告第1号、申請地は大字田名部字内田42番858、地目は畑、面積5,000㎡であります。調査につきましては、平成28年度農地利用状況調査において、相当年数以前より耕作されておらず、農地として著しく復元困難であるため、非農地と承認した事から、非農地と回答いたしました。

報告第2号、申請地は大曲一丁目5番1ほか1筆、地目は畑、面積合計 1,084㎡であります。調査につきましては、3月12日に杉山委員、 林委員、工藤委員、事務局で調査した結果、農地として復元しても継続し て利用する事ができないと見込まれるため、非農地と回答いたしました。

続いて報告第3号、むつ市農業委員会事務の会長専決規程により専決し た職員の任免について、ご説明いたします。

このたびの市職員人事異動に伴い、むつ市農業委員会事務局職員を議案書のとおり、異動者6名を任免しましたので、ご報告いたします。

続いて報告第4号、むつ市農地移動適正化あっせん基準の認定について、 先月の総会に提出しました議案のとおり、平成31年3月15日付け青構 第1173号で青森県知事より農地移動適正化あっせん事業にかかるあっ せん基準の認定がありましたので、ご報告いたします。

なお、一部改正日及び運用開始については、本総会報告により、本日平成31年4月12日といたします。

以上で説明を終わります。

以上で本日の報告事項はすべて終了しました。 これをもちまして、むつ市農業委員会第768回総会を閉会します。

## 10. 会議録署名委員

会議録署名委員 村口利光

会議録署名委員 四ツ谷 末 蔵